

平成 27 年第 2 回定例会 6 月定例会会議 意見書案一覧表

平成 27 年 6 月

[意見書案]

○議員発議

意見書案第 4 号 安全保障法制の慎重な審議を求める意見書案

意見書案第4号

安全保障法制の慎重な審議を求める意見書案

上記提出する。

平成27年6月12日

提出者

藤田宜三

稲垣昭義

北川裕之

前田剛志

三谷哲央

安全保障法制の慎重な審議を求める意見書案

政府は、集団的自衛権の行使を容認する憲法解釈を前提として、武力攻撃事態法、PKO 法などの改正を行う平和安全法制整備法案と、他国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する新法である国際平和支援法案を提出した。

戦後 70 年間、平和憲法の下で、我が国が貫いてきた海外で武力行使をしないという原則を大きく転換しようとしているにもかかわらず、本来はそれぞれ丁寧に審議すべき 10 本の改正案を一つに束ねて提出し、審議を簡略化しようとするなど、国民への丁寧な説明や国会での徹底審議を避け、結論ありきで法改正を強行しようとする政府の姿勢は容認できない。

平和安全法制整備法案では、昨年 7 月に閣議決定された、武力行使に関する「新三要件」に基づき、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生した場合にも、自衛隊の出動を認めているが、国会での議論を通じて、その要件が曖昧であり、歯止めとして機能していない。

これらの法案では、国際平和のために活動する他国の軍隊等への後方支援活動等について、自衛隊が活動できる地域が拡大され、武力行使の一体化につながりかねない内容が盛り込まれている。

また、これらの法案について、世論調査において、国民の多くは政府の説明が不十分であるとしており、去る 6 月 4 日に開催された衆議院憲法審査会においては、参考人の憲法学者全員から、集団的自衛権の行使を容認する解釈及びこれらの法案について、憲法違反であるとの指摘がなされた。

政府には、憲法の平和主義、専守防衛の原則を堅持した上で、国民の生命及び財産並びに我が国の領土、領海及び領空を確実に守る観点から安全保障政策を構築する責任がある。

以上のことから、本県議会は、政府に対し、世論の把握に努め、これらの法案に関する国民の疑問や不安を真摯に受け止め、国民への丁寧な説明を行うとともに、今の通常国会での改正法の成立にこだわらず、国会での審議を慎重かつ丁寧に進めるよう要請する。

以上のとおり、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

三重県議会議長 中 村 進 一

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

内閣官房長官

外務大臣

防衛大臣

6月16日の議事予定

開 議

日程第1 県政に対する質問〔一般質問〕

日程第2 諮問第1号〔委員長報告、討論、採決〕

休会の件

散 会

今夏における電力需給ひっ迫時の対応方針

電力会社から発表される電力需給状況に関する情報により、厳しい需給状況が予想される場合及び政府から「電力需給のひっ迫警報」が発令された場合等、電力需給のひっ迫に備え、以下の対応方針を定めておきます。

電力需給逼迫時における県の機関による対応

- ・ 県の機関は、電力会社からの「電力需給状況のお知らせ」により、厳しい需給状況が予想された場合や、政府から電力需給ひっ迫警報が発令された場合には、病院やライフライン、文化施設等を除く県庁舎について、電力会社管内ごとにひっ迫度に応じ、以下の 2 段階の対応を行うこととします。

【第 1 段階】 「電力需給のお知らせ」（関西電力）、「電力需給状況のお知らせ」（中部電力）により、厳しい需給状況（使用率 95%超過（予備率 5%下回る））が継続することが予想されるとき

- ① 空調の設定温度を 28℃から 29℃とします。
- ② 1 台を除き、エレベータを停止します。
- ③ 照明を 1 / 2 とします。

【第 2 段階】 政府から「電力需給ひっ迫警報」が発令 非常に厳しい需給状況（使用率 97%超過（予備率 3%下回る））が継続することが予想されるとき

大規模な電源の脱落等により、万が一、電力需給のひっ迫が予想される場合は、停電等を回避するため、政府から事前に「電力需給ひっ迫警報」が発令されることとなっています。

- ① 空調を停止します。（業務にあたって必要最低限のものを除く）
- ② 照明を全て消します。（業務にあたって必要最低限のものを除く）

- ・ 電力需給ひっ迫時には、危機管理統括監をトップとして、『電力需給ひっ迫連絡会』等により、県庁内で情報共有し、直ちに対応することとします。
- ・ 地域機関との情報共有は、各総合庁舎にあつては、総務部（管財課）、その他の単独庁舎にあつては、関係各部が対応することとします。
- ・ 県は【第 2 段階】の連絡を受けた場合、該当する電力会社管内の市町に情報共有することとします。
- ・ 情報、通信機器等の安定のため、個別の空調システムにより温度等の管理を行っている箇所・施設については、引き続き空調を運転することとします。
- ・ 職員や来庁者等が、健康被害等を起こした場合への対策として、個別の照明や空調システムにより空調運転した部屋等を確保するなど、健康管理に配慮した対応を行います。
- ・ 上記の対応は、7 月 1 日から 9 月 30 日までの間の平日、9 時から 20 時に行うものとします。なお、電力需給の状況に応じて変更することもあります。

電力需給ひっ迫時における本会議、委員会の対応について（案）

1 第1段階（供給予備率5%未満）となった場合

【本会議】

- ① 照明を1/2～1/3程度に減灯する。
- ② 空調の設定温度を29℃とする。

【委員会】

- ① 委員会室の照明は外光の状況等により1/2～3/4程度、全員協議会室は1/2程度に減灯する。
- ② 空調の設定温度を29℃とする。

2 第2段階（供給予備率3%未満）となった場合

【本会議】

- ① 原則として、第1段階の対応を行ったうえで議事を継続する。
- ② 県内で停電が発生するなど電力需給が著しくひっ迫している場合であつて、議長が必要と認めたときは、議会運営委員会を開催して延会等の要否を協議する。
- ③ 上記②の対応は議事日程の区切りで行う。ただし、質疑、質問中にあつては質疑・質問者の区切りで行う。

【委員会】

- ① 原則として、第1段階の対応を行ったうえで議事は継続する。
- ② 県内で停電が発生するなど電力需給が著しくひっ迫している場合であつて、委員長が必要と認めたときは、閉会等の要否を委員会に諮る。